

介護老人保健施設ヴィラとびしま 通所リハビリテーション料金表 負担割合3割

令和元年 10月

要介護度	介護保険自己負担額
要介護1	2,185円
要介護2	2,603円
要介護3	3,030円
要介護4	3,530円
要介護5	4,018円

自己負担分 (全額負担)	食費	日用品費	教養娯楽費
	682円	150円	200円
	送迎料金(地域外) 100円/片道		

*介護職員処遇改善加算…基本サービス費に各種加算を加えた単位数の1.7%が加算されます。

*介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)…基本サービス費に各種加算を加えた単位数の1.7%が加算されます。

加算項目名	加算項目内容	加算料金	
入浴介助加算	入浴を行った場合	153円/日	
リハビリテーション提供体制加算	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定している事。常時、配置されている理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上(7時間以上8時間未満)	86円/回	
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	利用者の日常生活の状況や家屋の環境を確認し、個別の機能訓練実施計画書を策定、定期的な評価を行い、計画書に基づき、リハビリテーションの提供を行った場合	1,007円/月	
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	(Ⅰ)に加え、リハビリテーション会議を実施しリハビリテーションの提供を行った場合 PT,OT,STが説明し同意を得て医師へ報告すること	同意月から6月以内	2,594円/月
		同意月から6月超	1,617円/月
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)	(Ⅰ)に加え、リハビリテーション会議を実施しリハビリテーションの提供を行った場合 医師はリハビリテーションの実施にあたり詳細な指示を行うこと	同意月から6月以内	3,417円/月
		同意月から6月超	2,441円/月
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ)	(Ⅱ)、(Ⅲ)に加えVISITを活用してデータを提出し、フィードバックを受けること(3月に1回を限度とする)	同意月から6月以内	3,723円/月
		同意月から6月超	2,746円/月
短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院・退所後又は、認定日から3月以内に個別リハビリテーションを行った場合	336円/回	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	認知症と判断され、リハビリによって生活機能の改善が見込まれると判断された利用者に定期的な評価を行い、計画に基づき、リハビリテーションの提供を行った場合	732円/回	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	(Ⅰ)に加え、リハビリテーションマネジメント(Ⅱ)を算定した場合	5,858円/月	
生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為の内容の充実を図るためリハビリテーションを計画的に行い能力の向上を支援した場合	開始月から3月以内	6,102円/月
		開始月から3~6月以内	3,051円/月
栄養改善加算(1月に2回を限度)	低栄養状態又は恐れのある利用者に対し管理栄養士等が栄養ケア計画を作成	458円/回	
栄養スクリーニング加算	6か月ごとに栄養状態について確認し栄養状態に関する情報を文書で共有した場合	15円/回	
口腔機能向上加算(1月に2回を限度)	口腔機能が低下している又は恐れのある利用者に対し口腔機能向上サービスを行った場合	458円/回	
重度療養管理加算	通所リハビリテーションを行う際に医学的管理を要するもの	306円/日	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対して、指定通所リハビリの受入を行った場合	183円/日	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	勤続年数3年以上の者の割合が30%以上の場合	19円/日	
送迎を行わない場合		△144円/回	